

# 泉南市自転車等駐輪場（樽井・岡田浦）管理及び運営事業者募集

## 実施要領

泉南市では、民間事業者の専門的な技術・手法・経験を活用した駐輪場管理・運営を行うことにより、駐輪場の維持管理の効率化を図るとともに泉南市が所有する駐輪場の効率的な利用促進と利便性の向上を目的とし、事業者を競争入札により決定するもの。

- 入札参加申込受付期間

令和3年12月17日～令和4年1月7日  
午前9時～午後5時

- 質疑受付：1月7日～12日（電子メールで受付）

⇒質疑回答：1月14日（電子メールで配信）

- 参加資格通知：1月14日《電話連絡後、文書郵送》



○資格なしと認めた理由の説明請求期限 ⇒ 1月19日

○理由説明請求に係る回答 ⇒ 1月20日

- 郵便入札

令和4年1月21日 午後3時00分

- 契約予定日

令和4年1月28日

## ○ 入札対象物件 (表一)

駅名	名称	所在地	使用面積	自転車台数	原付バイク台数	最低使用料(年額)
樽井	第1駐輪場	樽井6丁目28(ロータリー山手)	334㎡	100台程度	100台程度	1,122,000円
	第2駐輪場	樽井6丁目1723-7(樽井大橋西側)	440㎡	350台程度	0台	1,478,000円
岡田浦	第1駐輪場	岡田3丁目477-1(公民館斜め向い)	175㎡	70台程度	30台程度	0円
	第2駐輪場	岡田5丁目468(西信達小西側)	84㎡	80台程度	0台	0円
貸付期間		令和4年6月1日から令和9年5月31日まで				

※樽井第1・第2駐輪場の最低使用料(年額)は、使用面積から算出した金額です。

※駐輪場の利便性の向上等の理由がある場合、各駅の自転車・原付バイクの配置及び台数を変更することができます。(本市との協議により決定します)

### 1 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り入札に参加することができます。

- (1) 大阪府内に主たる営業所もしくは、事務所を置いている法人で、申込時から過去2年以上継続して駐輪場の管理・運営に関する業務実績(自転車100台程度/箇所)を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の各号にいずれにも該当しないこと。
- (3) 最近2年間において、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始の申立てがなされている者(更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (6) 泉南市暴力団排除条例(平成25年施行)第2条第1号から第3号までに該当しないこと。
- (7) 労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の労働関連法令に違反し官公庁から摘発又は勧告等を受けていないこと。

### 2 使用目的

- (1) 全ての物件の使用目的は、「自転車駐輪場」もしくは「原付バイク駐輪場」とします。

ただし、自転車等駐輪場の利便性の向上や放置自転車対策などのために使用する場合はこの限りではありません。

### **3 事業概要**

#### (1) 財産の貸付

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第1項に基づく普通財産の貸付けとします。また、公募物件の内、公有財産（土地）については、泉南市公有財産規則第3節（普通財産）第30条及び第31条の規定に基づき、物件の貸付を行います。それ以外の物件（土地）については、本市が定めた規定に基づき、物件の貸付を行います。契約は民法（明治29年法律第89号）第601条の規定に基づく賃貸借契約とし、借地借家法の規定の適用はないものとします。なお、岡田浦第1駐輪場及び岡田浦第2駐輪場については、民有地を市が賃貸し、転貸します。

#### (2) 使用料

応募価格は最低使用料（年額）以上の金額とします。（表-1）

#### (3) 実施事業

①時間貸し自転車駐輪場（24時間入出庫可でラックを設置）ゲート式か個別ロック式

②時間貸し原付バイク駐輪場（24時間入出庫可とすること）

※月極については、本市の了解の上、運営することができます。（収容台数の1/2を超えない範囲とします）

#### (4) 設備・運営・料金設定

##### ①収容台数

自転車、原付バイク（時間貸し・月極の台数を含む）の収容台数については、基本としてP2（表-1）通りとしますが、本市と必要台数を協議の上決定します。

##### ②利用料金

駐輪場の利用料金は、自転車1台 100円/日以内、原付バイク1台 150円/日以内の範囲とします。月極を実施する場合は、次の料金の範囲で本市と協議の上、決定するものとします。①自転車 2,000円/月以内 ②原付バイク 3,000円/月以内。

また、電子マネー（ピタパ又はイコカのいずれか）並びに現金による精算が可能な精算機を設置するものとします。

#### (5) 用途制限禁止事項

①暴力団、その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に供することはできません。

②事業者は、管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせてはなりません。業務の処理の一部を他に委託する場合には、本市の承認を受けなければなりません。

③事業者は、「2 使用目的」で指定している用途以外に供することはできません。

(6) 調査及び資料提出等の協力

- ①本市が物件の状況等についての調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、事業者は必ず本市に協力しなければなりません。
- ②事業者は、資料等に関して本市から説明の要請を受けたときは、これに応じるものとします。なお、本市はこれを公表できるものとします。
- ③泉南市情報公開条例（平成11年10月4日条例第17号）第5条に基づく開示請求又は市議会からの要請を受けたときは、事業者は本市への協力を努めるものとします。

#### 4 管理・運営に関する条件等

(1) 貸付物件

別添「設置場所物件調書」のとおり。

(2) 貸付期間

貸付期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間とします。ただし、設置の必要性や利用者の利用状況を勘案して支障がないと本市が判断した場合は1年ごとに契約を更新することができます。なお、この契約については、市と協議の上、3回に限り更新できるものとし、更新可能期間は1年を単位とします。

(3) 使用料

落札者が入札した額を1年間の使用料とし、本市が発行する納入通知書により、指定する期限までに当該年度分を全額（年額・前納）納入するものとします。

(4) その他必要経費等

- ①駐輪場設備の設置及び撤去に要する工事費（電気引込工事等を含む。）、移転費、電気使用料等の一切の経費は事業者の負担とします。
- ②有料駐輪場の設計、整備、運営及び維持管理、修繕等に係る費用については、賃料とは別に事業者の負担とします。

(5) 使用上の制限等

- ①事業者は、一時貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れし、若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできません。ただし、駐輪場の管理・運営の一部を他の事業者に委託する場合は、予め本市の承諾を得なければならないものとします。
- ②事業者は、貸付対象物件の使用に当たり、形質を変改することはできません。ただし、あらかじめ市から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。
- ③事業者は、貸付対象物件及び設置した工作物を駐輪場以外の目的に使用することはできません。（飲料水の自販機の設置は可）
- ④事業者は、貸付対象の土地に建物を設置することはできません。

⑤貸付対象物件において、公序良俗に反する行為をすることはできません。

(6) 損害賠償責任保険等の加入

- ①事業者の故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、事業者が賠償責任を負うこととなるため、損害賠償責任保険に加入することとします。
- ②事業者は、設置した駐輪場設備の本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を本市に請求することができないため、設備等の保険に加入することとします。

(7) 実施事項

- ①各駐輪場の利用において、トラブルが発生した場合に備え、事業者と利用者が24時間直接連絡できる措置及び体制(24時間対応できるコールセンター・専用ダイヤルの設置等)を構築するものとします。
- ②事業者は、事故・故障等が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応するものとします。

(8) 維持管理責任等

- ①事業者は、各駐輪場において原則週1回以上清掃を行うものとします。
- ②事業者は、毎月10日までに、前月の駐輪場の利用実績を本市に報告(任意様式)するものとします。
- ③市が貸付対象物件の利用状況等についての現地調査を実施するとき又は運営に係る収支、年間決算などの関係資料の提出を求めたときは、事業者は市に協力しなければなりません。

(9) 原状回復

事業者は、契約期間が満了又は契約が取り消された場合は、速やかに駐輪場設備を撤去し、原状回復することとします。(ただし、本市が特に承認した場合はこの限りではない)

契約を解除された場合は、市の指定する期日までに、自己の負担で貸付対象物件を原状に回復して返還しなければなりません。また、回復に要する費用は事業者の負担とし、事業者は一切の補償を本市に請求することはできません。

(10) 契約の取り消し

- ①次のいずれかに該当する場合は、契約を取り消すものとします。
  - ア 公用又は公共の用に供するため必要となった場合
  - イ 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合
  - ウ 事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
  - エ 事業者が自己都合により駐輪場設備の撤去を申し出た場合
- ②上記①のイからエまでの場合、既に納めた使用料は還付しません。また、取消しにより生じた損失については、その補償を求めることができません。

(11) その他

- ①駐輪場設備等の設置運営に関し、利用者又は第三者に与えた損害についての一切の責任

- は、事業者が負うものとします。  
 ②事業の広報活動等については、市と協議するものとします。

## 5 入札参加申込書類の配布・質疑応答

- 期 間：令和3年12月17日（金）から配布を開始（本市ウェブサイトにも掲載）  
 提出先：泉南市市民生活環境部環境整備課  
 質疑受付：令和4年1月7日（金）から1月12日（水）午後5時まで  
 質疑方法：質疑は応答先を明記の上、簡潔に質問内容を箇条書きし、電子メールでお願いします。送信後は、電話にて着信確認願います。  
 回答は、入札参加資格を有すると認めた申請者のみ、電子メールにて行います。  
 （回答期日：1/14）

## 6 入札参加申込の受付

- 期 間：令和3年12月17日（金）から令和4年1月7日（金）まで（土、日及び12/29～1/3を除く）  
 受付時間：午前9時から午後5時まで  
 受付場所：泉南市 市民生活環境部環境整備課  
 提出方法：郵送可（1/7 必着）

## 7 提出書類一覧

	書 類 名	備 考
1	入札参加申込書	（様式第1号）
2	印鑑証明書	原本（発行後3カ月以内）
3	誓約書	（様式第3号）
4	駐輪場管理・運営実績調書	（様式第4号）
5	商業登記簿謄本	原本（発行後3カ月以内）
6	国税の納税証明書（直近2年間）	その3の3
7	地方税の納税証明書（直近2年間）	法人事業税、法人市民税

## **8 入札参加資格の審査及び通知**

- (1) 入札参加申込書等提出書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認めた申請者（以下「入札参加者」という。）には、入札参加資格確認通知書を交付します。また、入札参加資格を認めなかった申請者に対しては、その旨を通知します。
- (2) 入札参加資格確認通知書の交付及び入札参加資格を認めなかった申請者に対する通知は、令和4年1月14日（金）に電子メールにて送信するとともに、後刻郵便でも送付します。
- (3) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができます。
  - ①請求期限： 令和4年1月19日（水）
  - ②回答期日： 令和4年1月20日（木）

## **10 郵便入札方法 等**

- (1) 入札日時  
令和4年1月21日（金） 午後3時から  
**※期日までに郵送又は、持参による入札です。**
- (2) 入札場所  
泉南市市役所別館2階 会議室4
- (3) 落札者の決定方法
  - ①開札は、入札締め切り後、開札しすべての物件で本市が設定する物件ごとの最低使用料の金額以上になっており、かつ、それらの入札合計額が最も高額のを落札者として決定します。
  - ②物件ごとに設定した最低使用料の金額に満たない額が記載されているもしくは、金額記載のない欄が1つでもある場合、入札は無効とします。
  - ③合計金額が同一の入札者が2者以上あるときは、後日、くじ引きにより決定します。くじ順は申し込みの受付番号の小さい順とします。該当者はくじ引きを辞退できません。
  - ④開札にあたり、入札参加者は立会することができます。立会希望者は事前に電話にてご連絡願います。（別紙「入札立会人委任状」が必要です）
- (4) 落札者（事業者）の発表及び公表等  
開札後ただちに落札者名及び落札金額を発表します。  
後日、本市ウェブサイト等で公表します。
- (5) 落札者（事業者）の決定の取り消し  
落札した事業者が正当な理由なく、指定する期日までに契約手続きをしなかった場合は、落札者に対する事業者としての決定を取り消します。
- (6) 落札者（事業者）決定取り消し後の取扱い  
上記（5）の場合、次に高い金額を入札した者を落札者とし事業者として決定します。この場合、前記（3）「落札者の決定方法」を適用します。
- (7) 公正な入札の確保  
入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めることとします。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。入札

参加者は、この実施要領等を熟読し、それらを遵守することとします。また、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げ、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければなりません。入札に際して、談合その他不正行為を行ったと認められる者及び正当な委任を受けていない代理人又は委任状を持参しない代理人は、入札に参加することができません。

#### (8) 設置後の契約の解除について

契約の解除により駐輪場設備が撤去された後の当該施設の新たな事業者の選定については、次に高い金額を入札した者と協議の上、事業者として決定できるものとします。ただし、前記(5)「落札者の決定方法」を適用します。また、設置期間は当該施設の入札時の条件を適用します。

### 1.1 契約保証金に関する事項 について

落札者は、本市との契約の締結前に、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければなりません。なお、本保証金は契約の履行を確認した後に還付します。但し、利子は付しません。

### 1.2 落札後の事務処理について

落札者（事業者）に決定した者は、令和4年1月28日（金）までに、下記の書類を提出して契約手続きを行うこととします。

- ①普通財産賃貸借契約
- ②位置図（任意様式）
- ③駐輪場設備配置予定図
- ④契約手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とします。

問合せ先

〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号（泉南市役所別館2階）

泉南市 市民生活環境部 環境整備課 駐輪場担当 湊浦・熊谷・大谷

電話：072-483-9871（直通）

FAX：072-483-0206

電子メール：kankyou@city.sennan.lg.jp